



年金ひろば

国民年金保険料納付

国民年金保険料の金額が変わります

平成18年4月から平成19年3月までの国民年金保険料は月280円引き上げられ、月額13,860円となります。

保険料を前納するとしてもおとくです。

口座振替で前納するとさらにおとくです。

<平成18年度の納付額>

(前納の口座振替日は4月末日)

	毎月現金払い	現金払い前納	口座振替前納
1年分	166,320円	163,370円	162,830円
6ヶ月	83,160円	82,480円	82,220円

月々の口座振替も早割(当月保険料の当月末引落し)でおとくです。

通常の口座振替(当月保険料の翌月末引落し)は定額保険料ですが、口座振替を早割にすると50円の割引となります。早割にすると翌月末の初回の口座振替にて2ヶ月分の保険料(従前の保険料と50円割引された保険料)が引落としとなり、その後は毎月保険料が50円割引となります。

通常の口座振替

保険料	引落月
4月分 →	5月末日
5月分 →	6月末日
6月分 →	7月末日

早割制度

5月分以降から
50円割引

保険料	引落月
4月分 →	5月末日
5月分 →	5月末日
6月分 →	6月末日

ご存知ですか？ 学生納付特例制度・若年者納付猶予制度

学生であっても20歳になれば国民年金に加入しなければなりません。収入が少なく国民年金保険料の納付が困難な場合は、在学期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

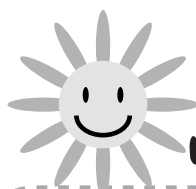
また、30歳未満の方で、本人と配偶者の収入が少ない場合に、申請により国民年金保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料が未納のままだと、不慮の事故等により障害が残ってしまっても障害基礎年金等を受けることができなくなる場合があります。

※ 学生納付特例の申請には学生証か在学証明書をご持参してください。

【問い合わせ先】 住民生活課 住民係 ☎73-1415

鳥取社会保険事務所 ☎27-8311



やさしい
国保ガイド

国保を知ろう



国保の届出はお済でしょうか？

次のようなときには、必ず役場住民生活課に届出をして下さい。

加入するとき

- 職場の健康保険から脱退したとき
- 他の市町村から転入されたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

脱退するとき

- 職場の健康保険に加入したとき
- 他の市町村に転出するとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

届出が遅れると・・・

加入の届出が遅れると

保険税をさかのぼって納めることになります。また、保険証がないので届出日までに支払った医療費は全額自己負担になります。

その後、国保の窓口へ申請すると、自己負担分を除いた額が支給されます。

脱退の届出が遅れると

脱退の手続きをされるまで保険税がかかります。また、国保資格がなくなったあとで、うっかり国保の保険証を使って医者さんにかかる、国保が負担した医療費を返していただくことになります。

その後、医療費につきましては、加入されている健康保険へ申請して支給を受けてください。また、資格喪失後にお支払いになられた国保税は還付させていただきます。

《問い合わせ先》 住民生活課 住民係 ☎73-1415